

議案－ 1

連絡会規約改正について（案）

令和 3年 6月10日

雄物川水系湧水情報連絡会
事務局

雄物川水系湧水情報連絡会の構成機関に組織変更があったことから、以下のよう
に規約を改正します。

<改正前> 別表－１ 機関名 秋田県 農林水産部 農地整備課
役 職 農地整備課長

<改正後> 別表－１ 機関名 秋田県 農林水産部 農地整備課
役 職 参事（兼）農地整備課長

（別添規約及び別表赤書き部分を改正）

雄物川水系渇水情報連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関する情報交換
- (2) 水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- (3) 河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- (4) 合理的な水利用の方策に関する事
- (5) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第4条 連絡会は、別表－1に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表－1に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

(会議の招集)

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- (1) 毎年度（定例会）
- (2) 会長が必要と認めたとき

(部会)

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、濁水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

付則 この規約は、平成29年7月11日から適用する。

付則 この規約は、平成30年6月29日から適用する。

付則 この規約は、平成30年8月3日から適用する。

付則 この規約は、令和2年5月27日から適用する。

付則 この規約は、令和3年6月10日から適用する。

雄物川水系湯水情報連絡会 役員名簿

役員等	機 関 名	役 職	上流 部会	下流 部会
会 長	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	△	△
副会長	秋田県 建設部 河川砂防課	河川砂防課長	○	○
部会長	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	○	
委 員	東北地方整備局 玉川ダム管理所	管理所長	○	○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	副所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長	○	
〃	東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	副所長	○	
〃	秋田地方気象台	防災管理官	○	○
〃	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	企画課長	○	○
〃	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	調査設計課長	○	
〃	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	東北農政局 旭川農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	秋田県 生活環境部 環境管理課	環境管理課長	○	○
〃	秋田県 生活環境部 生活衛生課	生活衛生課長	○	○
〃	秋田県 農林水産部 農地整備課	参事(兼)農地整備課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 公営企業課	公営企業課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 秋田地域振興局 農林部	農林部長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 農林部	農林部長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部	建設部長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部保全・環境課(兼)旭川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部保全・環境課 岩見ダム管理事務所	事務所長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部	建設部長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部保全・環境課 鎧畑ダム管理事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部保全・環境課(兼)協和ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部保全・環境課(兼)大松川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部保全・環境課 皆瀬・板戸ダム管理事務所	事務所長	○	
〃	秋田市 上下水道局 浄水課	浄水課長		○
〃	大仙市 上下水道局 水道課	水道課長	○	
〃	横手市 上下水道部 水道課	水道課長	○	
〃	湯沢市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	仙北市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	東北電力(株)秋田支店 発電・販売カンパニー	立地用地部長	○	○
事務局	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	○	
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課	○	
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課		○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課		○

雄物川水系渇水対応タイムライン（案）

令和 3年 6月10日

雄物川水系渇水情報連絡会
事務局

1. 渇水対応タイムラインとは？

- ・ 渇水に対する適応策を推進し、危機的な渇水に備えるため、関係者が連携して渇水の初期から徐々に深刻化していく状況（渇水シナリオ）とそれに応じた影響・被害の想定や、渇水による被害を軽減するための対応策を時系列の行動計画としてまとめたもの。
- ・ 渇水シナリオは、危機的な渇水状況に対し、水利用の用途毎に渇水の深刻度の進展を示す指標となる取水制限や給水制限等の供給サイドの対応を、水系・地域の実情に応じて設定。
- ・ 「気候変動適応法（H30.6.1公布）」に基づき「国土交通省気候変動適応計画」が改正され、水資源分野の適応策として「関係者の渇水リスク情報の共有」、「渇水による被害を軽減するための対策を定める渇水対応タイムライン作成の推進」、「渇水対策の検討を支援するガイドラインの作成」が記載され、全国的に作成が推進されています。
- ・ 東北の一級水系での作成は、雄物川水系が最初となる。

2. 雄物川水系渇水対応タイムラインの概要

1) 雄物川水系の現状

雄物川流域の仙北平野の農業用水開発については、江戸時代の「田沢疏水（そすい）」の計画に始まり、昭和9年の大凶作を契機に国営の「田沢疏水事業計画」が決定し、神代（じんだい）ダムと抱返（だきがえり）頭首工より取水することとされました。その後、強酸性の玉川河川水を農業用水や発電用水に利用するため、昭和14年の「玉川河水統制計画」により、田沢湖への導水等が行われました。

以後、酸性水によって田沢湖の水質が悪化し、クニマスを含む多くの魚類が死滅する等、自然環境や生活環境に大きな影響を与えました。その後、昭和47年に秋田県で簡易石灰中和法による対策や、平成元年10月に玉川ダム事業の一環として酸性水中和処理施設の運転開始により、玉川の水質改善が図られ、仙北平野の農業用水や発電用水として利用されています。

一方、過去から頻発する渇水に悩まされ、幾度となく渇水調整を余儀なくされました。雄物川流域における主な渇水は、深刻な被害をもたらした昭和48年をはじめ、昭和53年、昭和59年、昭和60年、平成元年、平成6年、平成11年、平成12年、平成13年、平成18年、平成19年、平成23年、平成24年、平成27年、令和元年と頻発して発生しています。

渇水対応にあたっては、これまで、その都度、関係機関、利水者等が一体となっ

て、適切な対応に取り組み、地域への影響を最小限に食い止めているところではありますが、気候変動等の影響により、今後ますます渇水リスクの高まり等が懸念されることから、関係者間の連携や地域が一体となった異常渇水等への対応が重要となっています。

2) 雄物川水系渇水対応タイムラインの目的、意義

渇水が頻発化する雄物川水系の現状に鑑み、関係者が連携して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする事前行動計画（渇水対応タイムライン）を作成し、渇水被害の最小化を図るものであります。

また、関係機関相互の連携強化がなされ、渇水対応力の向上が図られるとともに、広く公表し、関係者の取り組みを関係住民及び関係事業者に理解していただくことにより、地域が一体となった取り組みの推進を目指すものであります。

3) 雄物川水系渇水対応タイムラインの考え方

雄物川水系で想定されるトリガーとなる様々な事象を基に、過去の渇水の状況を踏まえ、生活・経済・産業活動等に重大な影響を生じさせないように、通常時、渇水注意、渇水警戒、異常渇水①、異常渇水②に分けてそれぞれ検討し、対応すべき具体的な内容を記載しております。

玉川ダム貯水率をベースに、玉川ダムと田沢湖の連携運用開始後の渇水である令和元年渇水（玉川ダムの貯水率約20%まで低下）を念頭に、利水容量が枯渇するまで渇水が進行することを想定したタイムラインとしています。

4) 渇水対応タイムラインの今後の改善

今回の渇水対応タイムライン作成後も、関係者間で取り組みの振り返りや情報共有等を行い、改善（PDCAサイクル）していくこととします。

具体的には、おおむね5年を目処に当該計画の点検を行う他、利水運用に関して危機的事象が生じた場合等においては、その都度、当該タイムラインの見直しを検討し、必要に応じて改善するものとします。

また、玉川合流点より上流部への対応については、現在建設中の成瀬ダム完成後を見据えて、今後検討を行う予定です。

玉川ダム	渇水のレベル	玉川ダム貯水率	玉川ダムと田沢湖の補給比率	各機関の取組			
				渇水情報連絡会	玉川ダム群	河川管理者	秋田県・仙北市
EL=380.0m EL=375.0m EL=368.5m EL=364.4m	通常時	貯水率 70%以上 貯水位 EL. 380.0m以上	通常時の運用ルールによる補給比率	情報収集・情報共有 ◆ 定例会の開催 ◆ 河川管理者、利水者、関係機関等の情報共有	適正な施設運用と情報発信 ◆ 雨量、貯水状況の監視 ◆ ダム等の水管理情報の発信 樺川地点等で流況悪化の場合、利水補給開始	適正な河川管理 ◆ 雨量、貯水状況の監視 ◆ 適正な利水補給、河川環境の確認	住民への水資源の啓発 ◆ 水資源や節水に関する広報
	渇水レベル1 (渇水注意)	貯水率 70%~50%程度 貯水位 EL. 380.0m未満	玉川ダム 80% 田沢湖 20%	情報収集・情報共有 ◆ 臨時会の開催 ◆ 状況の把握	適正な施設運用と情報発信 ◆ 補給持続 ◆ 雨量、貯水状況の監視（平年との比較等） ◆ ダム等の水管理情報の発信 渇水注意レベルでの監視 ◆ 地すべり監視	適正な河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視（平年との比較等） ◆ 適正な利水補給、河川環境の確認	住民への水資源の啓発 ◆ 住民への水資源や節水の啓発
	渇水レベル2 (渇水警戒)	貯水率 50%~30%程度 貯水位 EL. 375.0m未満	玉川ダム 52% 田沢湖 48%	情報共有・連携運用等の確認 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 田沢湖利用水深の確認 ◆ 補給比率変更 ◆ 節水等に対する備え	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 補給比率変更 ◆ 雨量、貯水状況の監視 渇水警戒レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下監視強化	渇水警戒レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 取水量の把握 渇水警戒レベルでの監視 ◆ 節水の可能性等呼びかけ ◆ 水環境の変化確認	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 水環境の変化確認 住民への情報発信 ◆ 住民への広報 ◆ 節水の可能性等呼びかけ
	渇水レベル3 (異常渇水①)	貯水率 30%~20%程度 貯水位 EL. 368.5m未満	取水量 20%節水 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	連携運用、節水量等の調整 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 補給比率変更 ◆ 水利用者への状況説明の推進 ◆ 20%取水量節水協力要請 ◆ 田沢湖等の水利用者の使用時期を踏まえた調整 ◆ 水融通の調整	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 補給比率変更 ◆ 雨量、貯水状況の監視 異常渇水レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下監視強化	異常渇水レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 取水量の把握 異常渇水レベルでの監視 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 水環境の変化確認 ◆ 河川巡視強化	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 水環境の変化確認 渇水対策の推進 ◆ 住民への広報 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 渇水体制
	渇水レベル4 (異常渇水②)	貯水率 20%以下 貯水位 EL. 364.4m未満	取水量 20%節水 + 更なる対応 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	連携運用、節水量等の調整 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 給水車の準備、応援給水の検討や依頼 ◆ 更なる渇水対策措置（更なる連携運用の調整、樺川地点の補給量の調整等） ◆ その他非常時対応	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 補給継続 ◆ 貯水位低下予測 ◆ 雨量、貯水状況の監視 異常渇水レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下、濁水発生等の監視強化	異常渇水レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 更なる渇水対策 異常渇水レベルでの監視 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 水環境の変化確認 ◆ 河川巡視強化	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 田沢湖湖岸監視 渇水対策の強化 ◆ 住民や観光客への広報 ◆ 更なる渇水対策強化 ◆ 遊覧船運航確保のための調整

※ 本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。

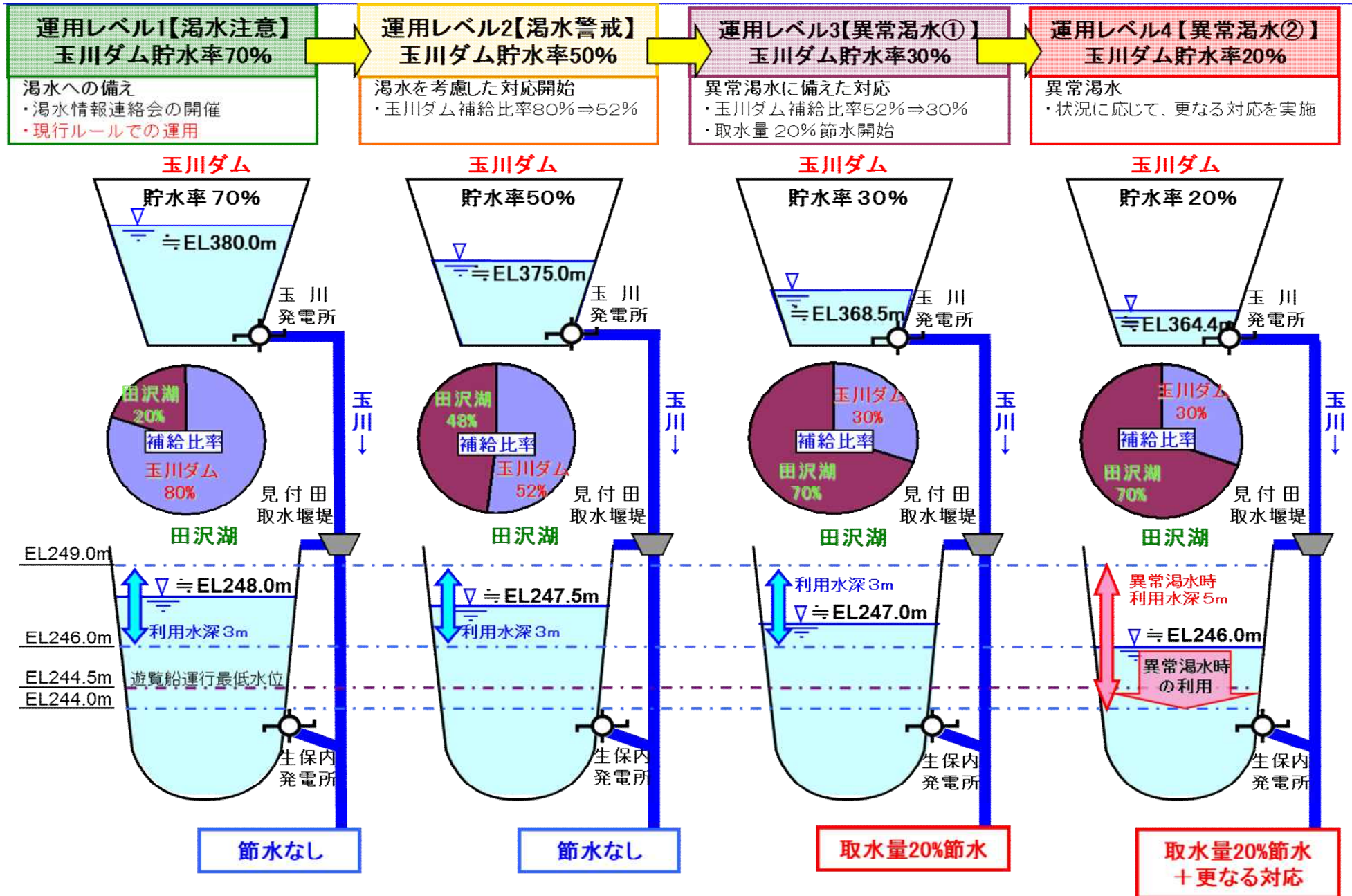
玉川ダム	玉川ダムの補給比率	玉川ダム貯水率	各機関の取組				
			農業用水 (土地改良区等)	都市用水 (各水道・工業用水道)	発電用水 (秋田県、東北電力等)	住民・事業者	
EL=380.0m EL=375.0m EL=368.5m EL=364.4m	通常時	貯水率 70%以上 貯水位 EL. 380. 0m以上	通常時の運用ルール による補給比率	適正な施設管理と運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認	適正な施設運用と情報発信 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認	適正な施設管理と運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認	平時からの節水 ◆ 節水への関心を持つ ◆ 一般家庭や事業所での節水
	渇水レベル1 (渇水注意)	貯水率 70%~50% 程度 貯水位 EL. 380. 0m未満	玉川ダム 80% 田沢湖 20%	事前行動・情報収集 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 必要により番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理	事前行動・情報収集 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への節水啓発	事前行動・情報収集 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認	節水・自治体からの情報確認 ◆ 一般家庭や事業所での節水の推進
	渇水レベル2 (渇水警戒)	貯水率 50%~30% 程度 貯水位 EL. 375. 0m未満	玉川ダム 52% 田沢湖 48%	渇水警戒レベルでの節水・管理 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 必要により番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 渇水対策の検討開始 ◆ 使用者への節水啓発	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 渇水対策の検討開始	節水・自治体からの情報確認 ◆ 一般家庭や事業所での節水の推進 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施
	渇水レベル3 (異常渇水①)	貯水率 30%~20% 程度 貯水位 EL. 368. 5m未満	取水量 20%節水 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理の強化	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への更なる節水啓発や節水依頼 ◆ バルブ調整や水圧調整による節水開始	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 渇水対策のための運転調整	節水・自治体からの情報確認 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施 ◆ 一般家庭・事業所での節水の強化 ◆ 断水に向けた準備
	渇水レベル4 (異常渇水②)	貯水率 20%以下 貯水位 EL. 364. 4m未満	取水量 20%節水 + 更なる対応 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 取水障害への対応 (ポンプ等での取水) ◆ 地下水の利用 (地下水くみ上げによる対応) ◆ 利用者間での水融通	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への更なる節水依頼 ◆ バルブ調整や水圧調整による節水 ◆ 利用者間での水融通 ◆ 代替水源確保の検討・調整	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 運転調整や停止	節水・自治体からの情報確認 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施 ◆ 最低限の水利用 ◆ 広域的な暖水時の対応 ◆ 渇水弱者の自主避難 (公民館等へ)

※ 本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。

■参考資料①（需要側・供給側での対応状況まとめ）

対応主体	平常時 ~ レベル1 ~ レベル2	レベル3 ~ レベル4	
	節水率 0% 経験済みの渇水（令和元年度等）	節水率20% 節水率20%超~	危機的な渇水
【需要サイド】 住民 事業者		未経験を含む渇水（想定）	
		家庭で取り組める節水（洗車・散水自粛、風呂・洗濯等） 断水に向けた準備 水道水の汲み置き（断水区域） 広域的な断水時の対応（水の確保） 渇水弱者の自主避難（公民館等） （高齢者→乳幼児世帯へ拡大） 親族・実家等へ避難、近隣市町村・他県等へ疎開 （渇水弱者から一般住民へ徐々に拡大）	
【需要サイド】 農業利水者	必要により節水・番水取水の実施 用水路間の流量調整等の流水管理	取水障害の対応（ポンプ等での取水） 地下水等の利用（地下水汲み上げによる対応）	
【需要サイド】 観光事業者 （田沢湖）		遊覧船の仮橋樁設置等による対応 遊覧船の運航停止	
【供給サイド】 国土交通省 東北地方整備局 河川管理者 ダム管理者	貯水状況の共有、貯水状況や節水の広報 施設管理や運用に関する緊密な情報共有 河川環境（水質・生物）の監視 渇水対策支部の設置 （体制構築、気象・水文・水質等情報監視） 渇水時の流量観測、河川監視等による河川状況の把握（定点写真、UAV写真撮影）	死水の取水検討・準備 （施工計画検討、排水ポンプ車準備、関連機関等との調整） 取水堰等での死水取水（排水ポンプ車）	
【供給サイド】 水道事業者	自主節水の検討・実施 住民・大口利用者等へ節水協力呼びかけ （広報紙・ホームページ・広報車等） 渇水対策本部の設置 （配水ポンプ減圧、バルブ操作、給水車の配備、応急人員の確保等の体制を構築） 自己水源（地下水）の取水強化による影響緩和 （取水量増加→水質等の影響） 応急給水の準備・実施 応急給水の支援調整（近隣水道事業者） （給水車、人員確保等） 応援給水の実施 （水道事業者と連携した給水支援）	代替水源確保の検討・調整 （地下水・他水系流水等、海水淡水化）	
【調整サイド】 国 県 市町	渇水情報連絡会（関係機関、利水者と情報共有や各種調整） （水資源に対する啓発・水環境の保全・事前行動や渇水に対する情報共有） 渇水対策本部の設置 （事前行動や渇水に対する情報共有、水融通等の検討や調整、給水車の準備や応援給水検討・依頼） 節水の広報・協力依頼（土地改良区、水道事業者、住民、大口利水者等）	公的支援の検討・実施（渇水弱者） （断水区域や断水時間等の状況に応じて、支援内容や対象者が変化） 自衛隊派遣の検討・調整・要請	

■参考資料②（玉川ダムと田沢湖の運用管理ルール（案）のイメージ図）



■参考資料③（渇水対応を含む渇水シナリオのイメージ図）

